

静岡県教育振興基本計画

～“ふじのくに”の未来を担う「有徳の人」の育成～



平成30年7月24日
静岡県教育委員会

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



はじめに

教育の基本理念

「有徳の人」の育成

「有徳の人」とは？

①自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人

- ・様々なことに興味を持ち、自らの知識を増やす努力をしている人
- ・決められたルールや約束をしっかりと守ることができる人 など

②多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人

- ・一人一人の長所を見つけ、相手の立場を尊重できる人
- ・周りの人とコミュニケーションをとって行動できる人 など

③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

- ・困っている人を見たら、手を差し伸べることができる人
- ・自分の住む地域を愛し、地域の文化や伝統を大切にしている人 など



しかし

- 「有徳の人」の認知度 **49.6%**
- 「有徳の人」の定義を知っている **9.7%**

(平成29年8月 県民対象調査)

本日の内容

- 1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯**
- 2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要**
- 3 県教育振興基本計画に基づく主な取組**

1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯

(1) 新たな教育振興基本計画策定の必要性①

名 称	静岡県教育振興基本計画 「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画
計画期間	平成26年度～平成29年度（平成26年3月策定）
策定根拠	教育基本法第17条第2項
特 徴	<ul style="list-style-type: none">・国の第2期教育振興基本計画を参酌・県総合計画後期アクションプランと連携・県教委、知事部局、県警本部と連携し、全庁体制で策定・第Ⅰ部「基本構想」と第Ⅱ部「基本計画」から構成・「縦の接続」と「横の連携」により施策を展開



【教育基本法第17条】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯

(1) 新たな教育振興基本計画策定の必要性②

名称	ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 ～社会総がかりの教育の実現に向けて～
計画期間	平成28年度～平成29年度（平成28年2月策定）
策定根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3
特徴	・静岡県の教育の目標や施策の基本方針をわかりやすく伝えるために策定 【基本目標】 ・県政運営の基本理念「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の礎は「人材」 ⇒“ふじのくに”の未来を担う「有徳の人」の育成

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3(抜粋)】

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該**地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。**

1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯

(2) 策定のための事前準備

ア. 「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画の評価

- 新計画(H30～)の策定作業を29年度に行うため、**28年度に計画の評価を実施**
- 成果指標や主な取組の進捗状況について、**外部有識者の意見も踏まえて評価**

【評価(抜粋)】

- ・**主な取組は、90%が計画どおり**(あるいは前倒し)の進捗状況
- ・一方、**成果指標は、目標達成への順調な進捗が全体の約30%**

★**主な取組の達成状況が適切に反映される成果指標の検討が必要**

イ. 情報収集等

- 他の都道府県の基本計画の構成や内容等を確認
- 国の動向や、県総合計画をはじめとする関連する県の他の計画の内容を確認
- 静岡県の教育の課題を整理

1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯

ウ. 体制づくり

総合教育会議

構成員

知事、教育長、教育委員



- 推進本部で素案を作成
- 総合教育会議で協議・策定

全庁策定体制

(事務局:文化・観光部総合教育局総合教育課)

静岡県教育振興基本計画推進本部
(11名)

構成員

文化・観光部長(議長)、教育次長(副議長)
外9名

静岡県教育振興基本計画推進本部
幹事会(13名)

構成員

総合教育局長(幹事長)、教育政策課長(副
幹事長) 外11名

静岡県教育振興基本計画推進本部担当者会

教育振興基本計画推進委員会 (外部有識者)

委員

矢野弘典(一社)ふじのくにづくり支援センター理事長(委員長) 外5名

教育委員会定例会・教育委員協議会

- 教育委員会定例会での議決・報告
- 教育委員協議会での協議



知見活用



局内検討体制(事務局:教育政策課)

教育委員会事務局内プロジェクト
チーム

構成員

教育政策課長(リーダー)、各課長

教育委員会事務局内検討チーム

構成員

教育政策課長代理(リーダー)、各
課長代理 等



意見

学校・地域の課題の
把握等のため、各市
町教委・学校関係者
等へ意見聴取

- ◎各市町教委
- ◎学校教育関係者
- ・県校長会
- ・県高等学校長協会
- ・県特別支援学校長会

1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯

エ. 計画作業スケジュール

28年10月	県教育振興基本計画第2期計画評価委員会による評価
29年3月	知事協議(策定方針)
29年6月	第1回推進本部会(策定方針)
29年6～8月	一次案作成／8月 知事協議(一次案の決定)
29年9月	第1回有識者会議(一次案意見聴取)
29年9～10月	二次案作成
29年11月	第2回推進本部会(二次案意見聴取)／知事協議(二次案決定) 第2回有識者会議(二次案意見聴取)
29年12月	12月県議会常任委員会・総合教育会議(意見聴取)／ ＜12月～30年1月＞パブリックコメント実施
30年1～2月	最終案作成／2月「人づくり・学校づくり」実践委員会(意見聴取)
30年3月	2月県議会常任委員会(意見聴取)
30年3月13日	総合教育会議において策定

※教育委員協議会・教育委員会定例会では、随時報告

1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯

(3) 知事部局との調整(総合教育会議での議論等)

ア. 新計画策定の事務局

○文化・観光部総合教育局総合教育課(知事部局・教育委員会の全体の調整)

教育委員会の役割

新計画においても、教育委員会に関係する取組が多い。

○主体的に策定に関わるため、局内にプロジェクトチームを設置

○策定後も、総合教育課と連携して、進捗管理等を行う。

イ. 総合教育会議での議論

○計画策定にあたっては、29年度は2回議論を行った。

主な意見

○ICT環境の整備は重要。指導する教員や支援員の資質向上や配置も大事。

○子供たちが社会に出て活躍する年代に、人間力を発揮できるよう何をすべきかの視点を持った計画にしてほしい。

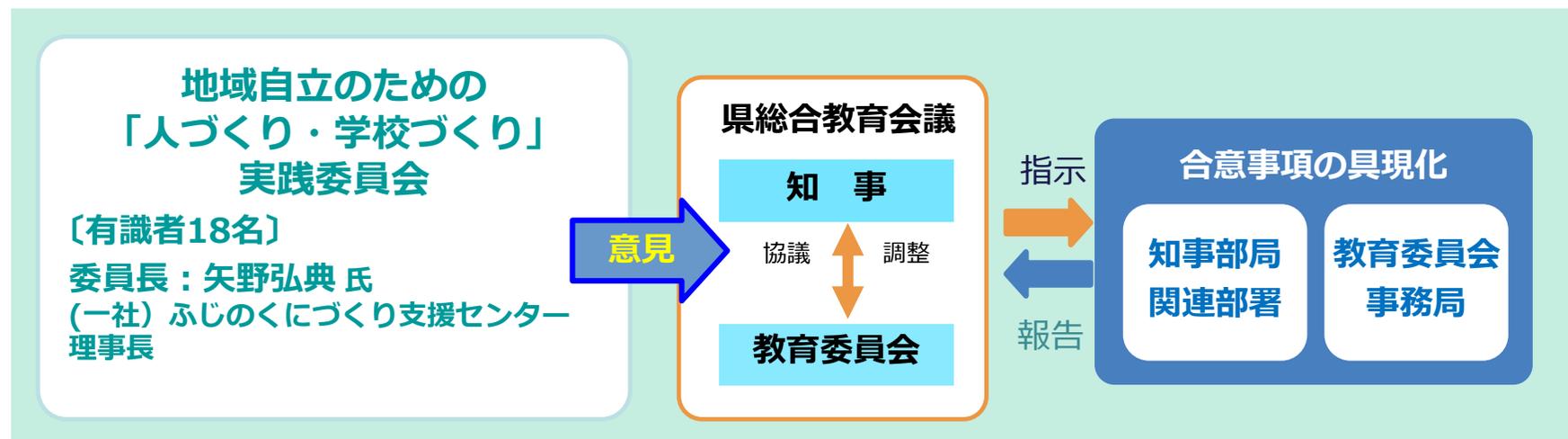
○特別支援学校の施設整備や、インクルーシブ教育の充実が必要。

1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯

【参考】実践委員会の概要

県総合教育会議における協議を、より社会全体の意見を反映したものとする
とともに、**教育の中立性を担保するため様々な分野の有識者から知事が事前に
意見を聴く、本県独自の取組。**

【県総合教育会議と実践委員会の関係】



○実践委員会においても、基本計画策定について情報提供

本日の内容

- 1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯
- 2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要
- 3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

(1) 計画策定の根拠

ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3(抜粋)】

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該**地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。**

静岡県教育振興基本計画

【教育基本法第17条】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 **地方公共団体は、前項の計画を参酌し**、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における**教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。**

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

(2) 国の第3期教育振興基本計画(2018～2022年度) (平成30年6月15日閣議決定)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

≪個人と社会の目指すべき姿≫

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

≪教育政策の重点事項≫

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階: 政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階: 毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階: 政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

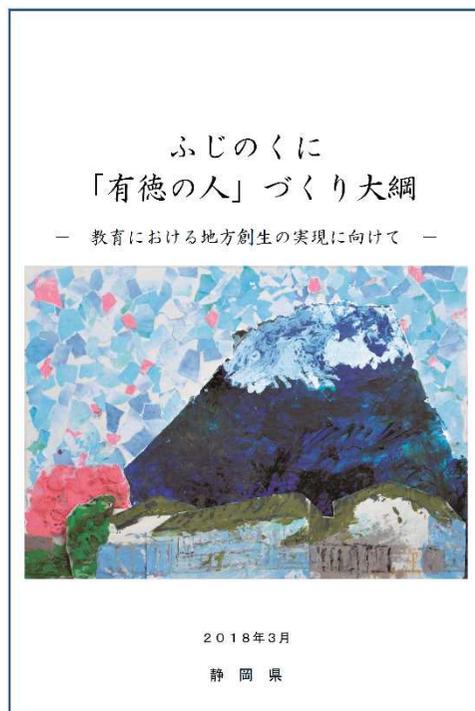
- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

(3) ふじのくに「有徳の人」づくり大綱



【表紙画像】

『富士の如く(ふじのごとく)』

(平成29年度制作)

県立御殿場特別支援学校

高等部A組 共同制作

平成29年度静岡県高等学校総合

文化祭特別支援専門部

第30回静岡県特別支援学校高等

部合同作品展「佳作」

名 称	ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 ～教育における地方創生の実現に向けて～
計画期間	2018年度～2021年度（平成30年3月策定）
策定方法	平成30年3月13日の総合教育会議において、 知事と教育委員会の合意により策定
構 成	<ol style="list-style-type: none"> 1 大綱の位置付け 2 “ふじのくに”における教育の基本理念 3 「有徳の人」づくり宣言 4 「有徳の人」づくりに向けた重点取組方針

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

(3) ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

ア. 大綱の位置付け

- 静岡県の新ビジョン(県総合計画)における、教育や文化等に関する部分に基づく教育の理念や施策の基本方針をわかりやすく伝えるもの

イ. 教育の基本理念

基本理念:「有徳の人」の育成

- ① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人
- ③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

ウ. 「有徳の人」づくり宣言

「有徳の人」づくり宣言

教育における地方創生を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、

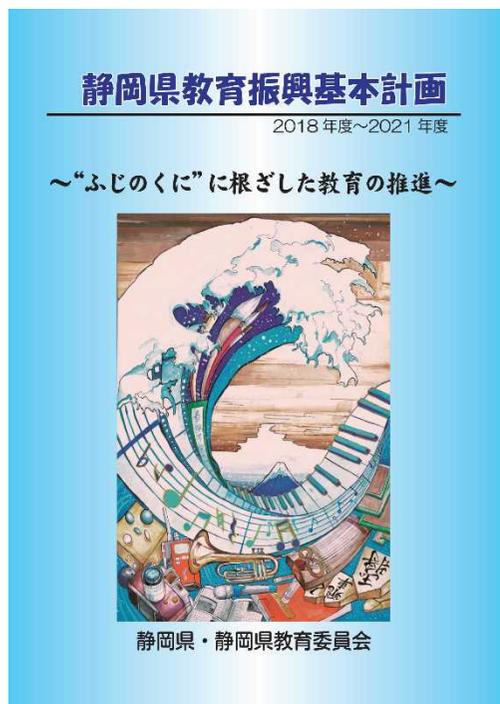
一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。

一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。

一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

(4) 静岡県教育振興基本計画(2018～2021)



【表紙画像】

県立清水南高等学校 山梨 蓮さん
平成29年度静岡県高等学校総合文化祭
ポスターコンクール 最優秀賞

名 称	静岡県教育振興基本計画 ～“ふじのくに”に根ざした教育の推進～
計画期間	2018年度～2021年度（平成30年3月策定）
策定方法	平成30年3月13日の総合教育会議において、 知事と教育委員会の合意により策定
構 成	<ol style="list-style-type: none">1 計画の策定にあたって2 計画の基本理念3 2030年以降の変化等を踏まえ、 取り組むべき課題4 社会情勢の変化に伴う教育の現状5 施策体系6 施策7 計画の着実な推進のために8 「有徳の人」づくりに向けた静岡県の教育施策

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

(4) 静岡県教育振興基本計画(2018～2021)

ア. 計画の位置付け

- 国の教育振興基本計画を参酌しつつ、静岡県の新ビジョン（県総合計画）を踏まえて策定
- 大綱の理念を踏まえ、今後4年間に取り組む具体的な施策をまとめたもの



イ. 策定方法

- 県教育振興基本計画推進本部（庁内組織）にて素案を検討
- 県教育振興基本計画推進委員会（外部有識者会議）にて意見聴取
- 県総合教育会議にて、知事と教育委員会の合意により策定

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

静岡県総合計画 静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり

ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 ～教育における地方創生の実現に向けて～

◆ 本県の教育理念や施策の基本方針を、県民の皆様にはわかりやすく伝えるためのもの

「有徳の人」づくり宣言

一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。

一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。

一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。

【第1章】
「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

「知性を高める学習」の充実

「技芸を磨く実学」の奨励

学びを支える魅力ある
学校づくりの推進

【第2章】
未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

グローバル人材の育成

イノベーションを牽引する人材の育成

高等教育機関の機能強化

【第3章】
社会総がかりで取り組む教育の実現

新しい時代を展望した
教育行政の推進

地域ぐるみの教育の推進

誰もが夢と希望を持ち社会の
担い手となる教育の推進

「命を守る教育」の推進

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

ウ. 全国的な教育の現状と課題

2030年以降の変化を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 少子高齢化の進展等に伴う就学・就業構造の変化
- (2) 技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化
- (3) 子供の貧困等の社会経済的な課題
- (4) 地域間格差等の地域課題
- (5) 教育をめぐる状況変化

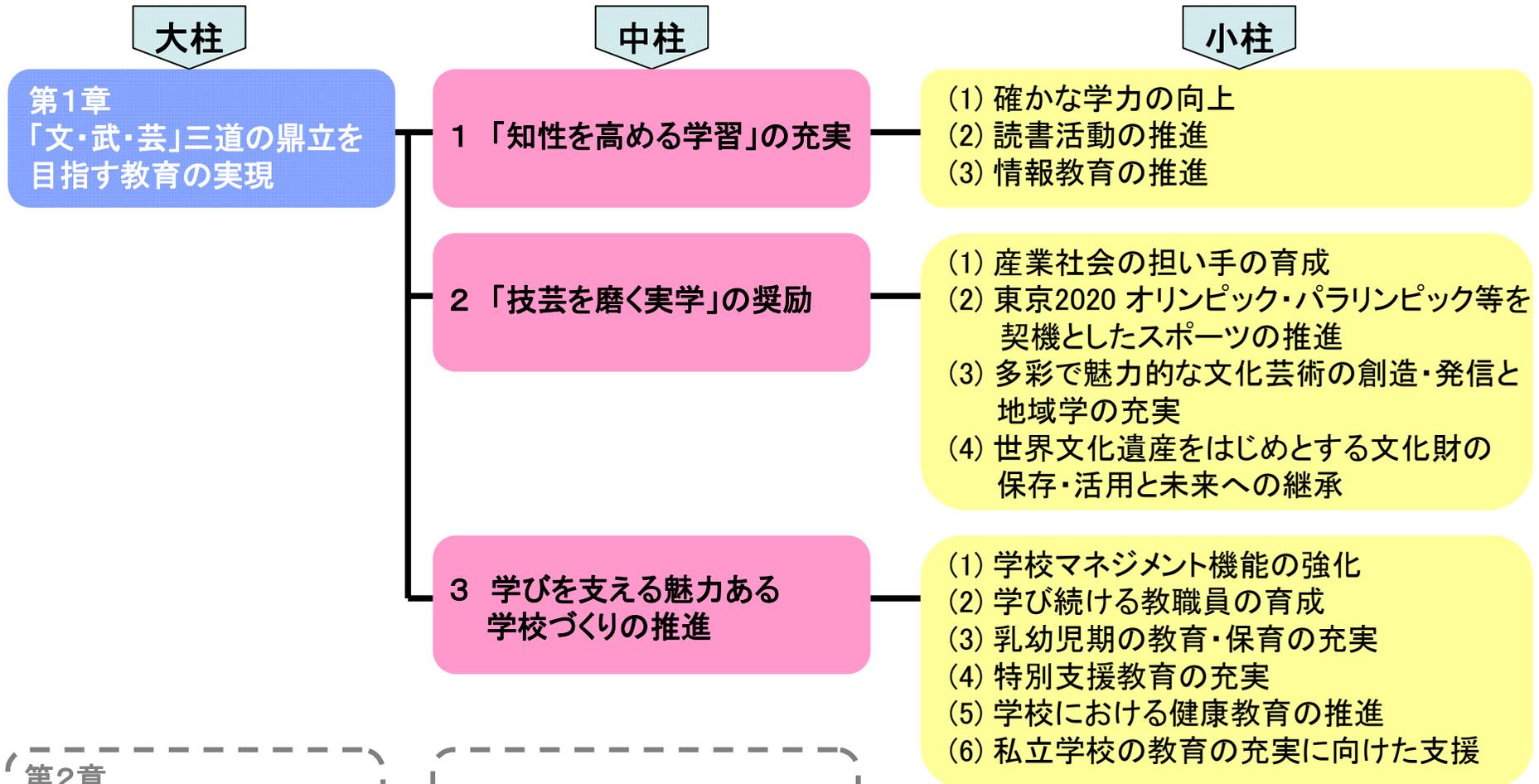
社会情勢の変化に伴う教育の現状と課題

- (1) 世界各国と比較した我が国の学力水準
- (2) 東京オリンピック等の国際的なスポーツ大会・文化プログラムの日本開催
- (3) 教員の資質・能力の向上
- (4) グローバル化の進展
- (5) 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた人材育成
- (6) 高等教育の役割の変化
- (7) 新教育委員会制度の下での教育行政の推進
- (8) 家族形態の変化及び社会とのつながりの希薄化
- (9) 子供の貧困対策
- (10) 命を守る教育



2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

エ. 施策体系①

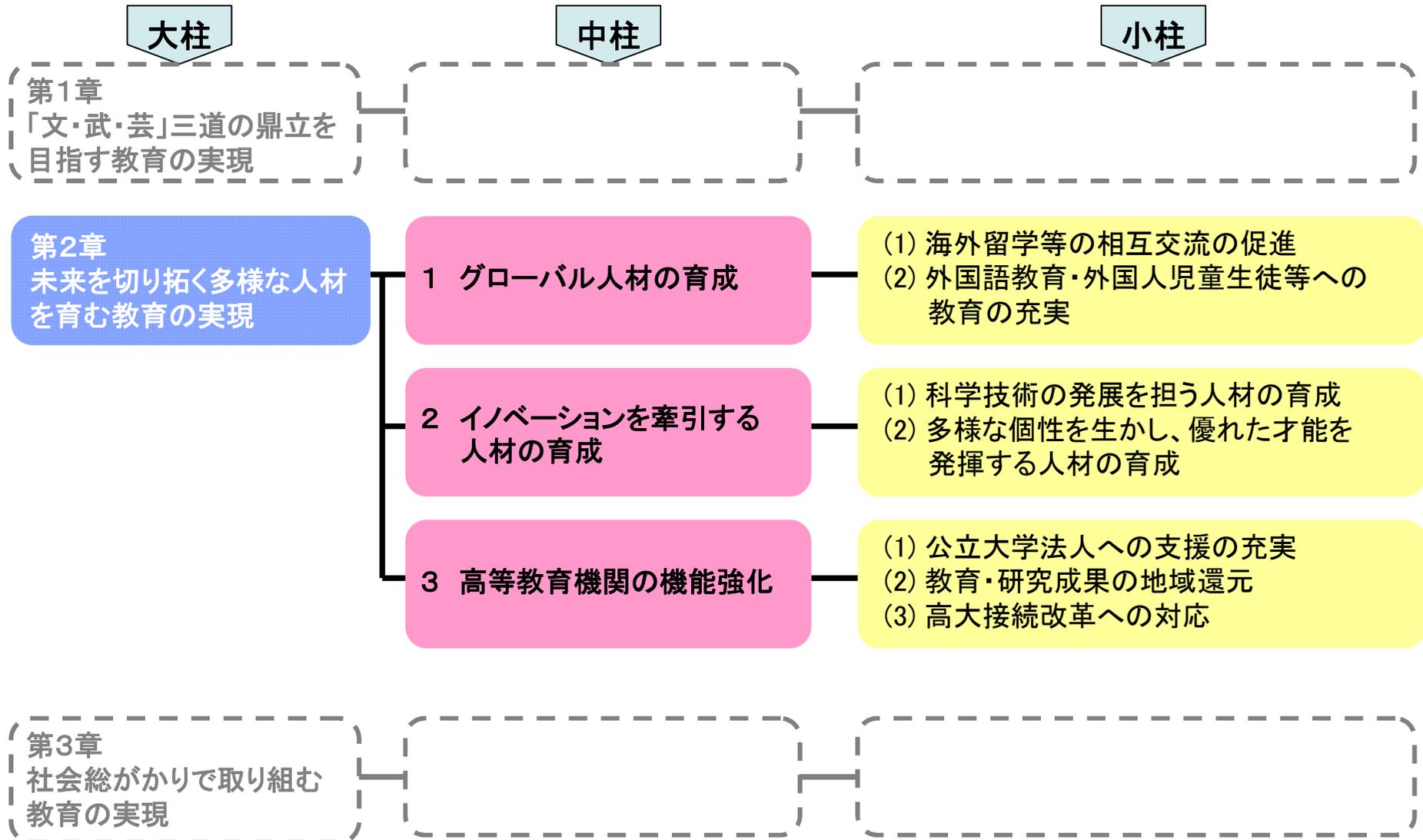


第2章
未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

第3章
社会総がかりで取り組む教育の実現

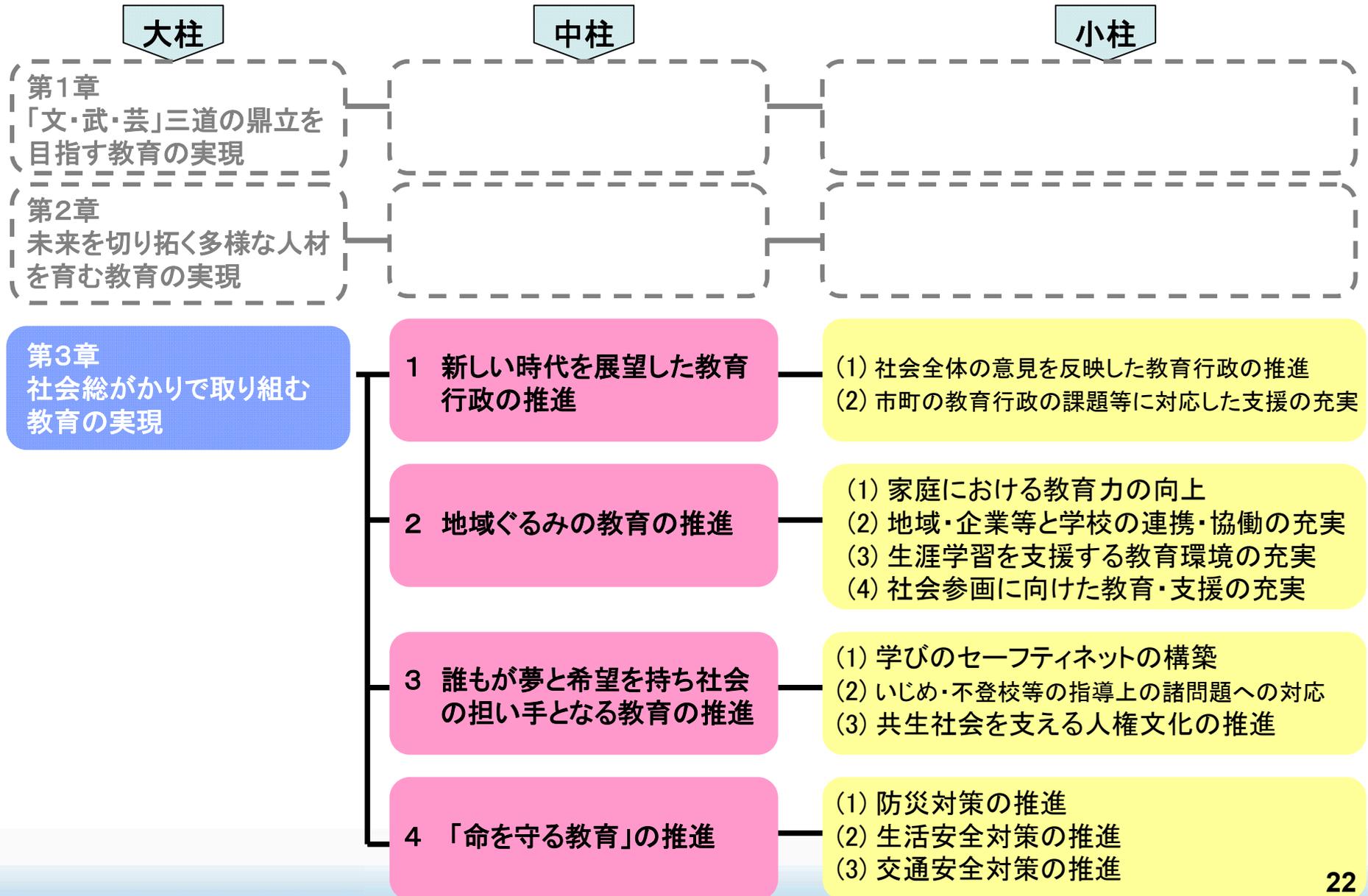
2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

エ. 施策体系②



2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

エ. 施策体系③



2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

オ. 施策の記載内容(例)

第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

1 「知性を高める学習」の充実

(2) 読書活動の推進

■本県における現状と課題 まずは当該分野で課題になっていることを整理

- ・全ての学習の基盤となる言語能力の向上や豊かな情操を養うため、読書活動の重要性が改めて認識されています。
- ・また、読書離れや図書館の利用率の低下が指摘されており、県民の身近にある市町立図書館等の利用促進を図により、県民一人一人が生涯を通じて読書に親しむ習慣を確立することが大切です。 …

課題解決のための「目標指標」及び「主な取組」を設定

■目標指標

指標名	現状値	目標値
県民の公立図書館利用登録率	43%	45%

各小柱ごとに1～2個の
目標指標を設定
計画全体の目標指標は37個

■施策の内容

主な取組

- 読書ガイドブック「本とともにだち」の配布・活用
- 乳幼児期を中心とした親子読書の推進
- 大人の読書活動の推進 …

計画全体の主な取組は592個

2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

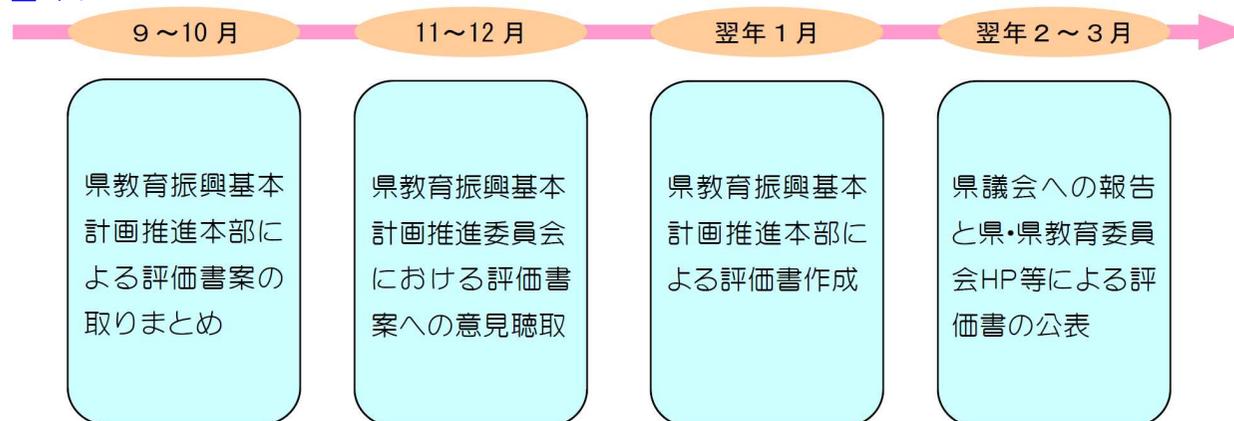
カ. 進捗管理

- 計画の着実な推進を図るため、毎年度目標指標と主な取組の達成状況をまとめて評価を実施
- 評価書は、外部有識者からなる**県教育振興基本計画推進委員会**の意見を踏まえて作成
- 本評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める点検及び評価とする。

(推進委員会構成員)

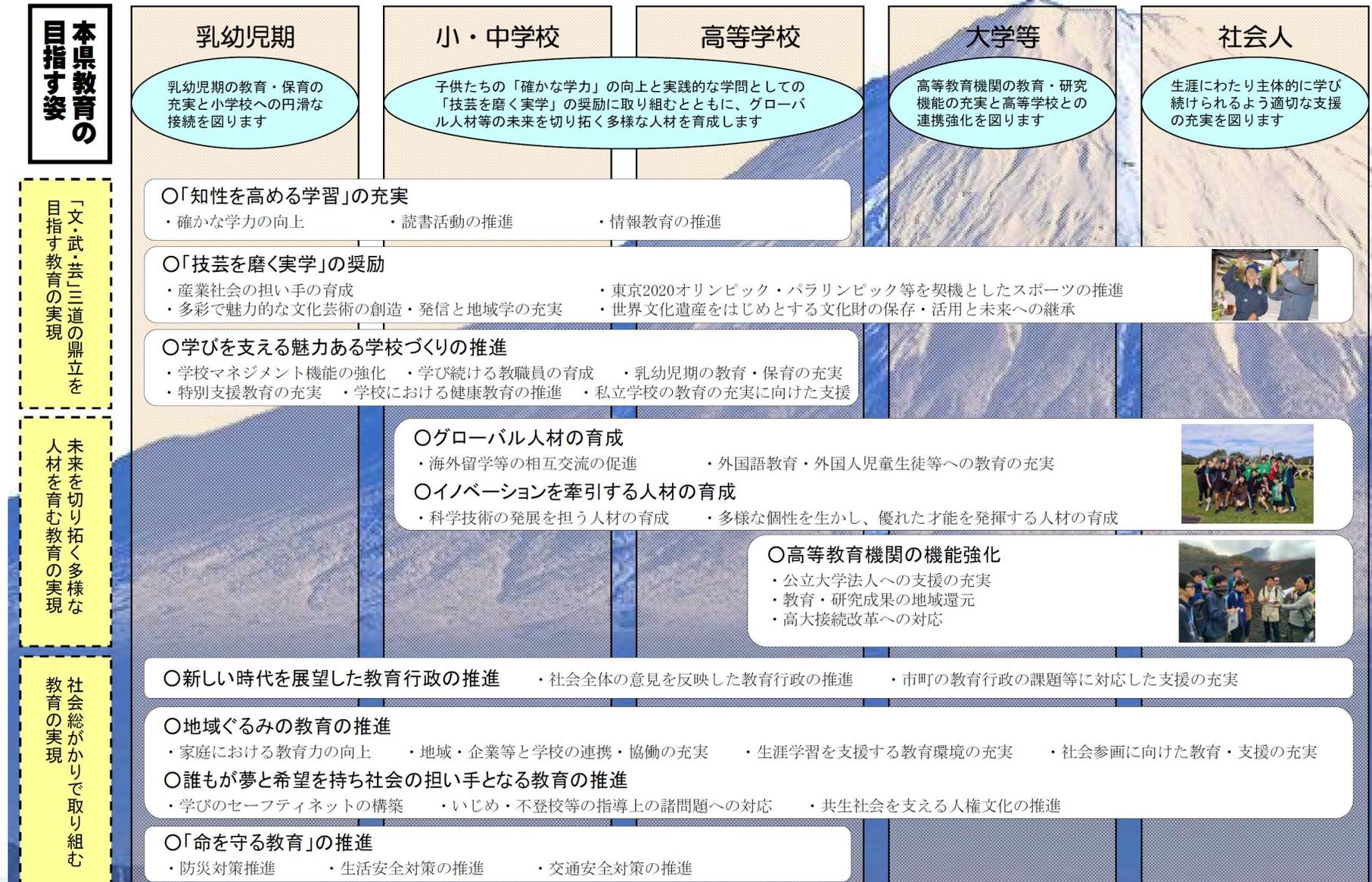
氏名	役職	専門分野等
矢野 弘典(委員長)	(一社)ふじのくにづくり支援センター理事長	企業経営
武井 敦史	静岡大学大学院教育学研究科教授	学校教育
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	行政評価
藤田 尚徳	株式会社なすび専務取締役	企業経営
松永由弥子	静岡産業大学情報学部准教授	社会教育
渡邊 妙子	(公財)佐野美術館館長	芸術

【参考】進行管理のフロー



2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要

【参考】「有徳の人」づくりに向けた静岡県の教育施策



本日の内容

- 1 新たな県教育振興基本計画策定までの経緯
- 2 「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」の概要
- 3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

(1) 各章の主な取組例

静岡式35人学級編制の完全実施(「知性を高める学習」の充実)

国の編制基準

国の学級編制

小1:35人

小2～中3:40人

「静岡式35人学級編制」

28年度まで

小1～中3:35人

下限25人

36人以上学級存在

29年度以降

(完全実施 H31)

小1～中3:35人

下限撤廃

完全35人以下学級

国に先駆けた「少人数学級編制」⇒ きめ細やかな教育の充実

3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

「静岡県小学校英語指導資格 (LETS) の認定 （「知性を高める学習」の充実）」

目的

2020年度に小学校で全面実施される新学習指導要領に対応するため、免許を有している教員以外にも英語に関する資格のある教員等がリーダーシップを発揮し、自校の英語教育を推進できるよう、独自の指導資格（LETS）を認定する。

概要

◆2020年度から新学習指導要領により、小学校3・4年生の外国語活動、5・6年生の教科としての英語が全面実施される。

◆全面実施時には、県内33市町の公立小学校（320校）に最低1人のLETS認定教員又は中学校英語免許保有者を配置を進める。

👉2017～2019年度までの3年間で650人程度（見込み）

◆LETSの認定は、2019年度から実施予定の新教員養成課程を修了する者が学校現場で活躍するまでの時限措置の予定。

※LETS : License for Elementary English Teaching in Shizuoka

3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

磐田スポーツクラブ（「技芸を磨く実学」の奨励）

目的

学校に希望する運動部活動がない生徒や専門的な指導を十分に受けられない生徒のスポーツ活動の支援

概要

県のモデル事業として、平成28年度から磐田市に設置

種類	内容
常設のスポーツチーム	学校に希望するスポーツチームがない生徒に対し、その種目のクラブを設置 （ラグビー、陸上競技）
スポーツ塾 （トレセン）	高度な技術指導を希望する生徒に対し、定期的なトレーニング機会を提供 （卓球、バスケットボール、柔道等）
スポーツ体験 教室	健康づくりのためスポーツへの参加を希望する生徒に対し、スポーツに触れる場を提供 （トランポリン）



3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

未来の学校「夢」プロジェクト (学びを支える魅力ある学校づくりの推進)

目的

教職員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を確保することで、学校教育の質の向上を図る。

概要

- 県内4小中学校をモデル校として指定（H28～30）
- 成果を学校や市町教育委員会に共有し、各学校の運営改善等へ反映
- プロジェクトの実施にあたり、有識者会議を設置（外部の視点を反映）

主な取組

校務の整理

- ◆校務の整理表の作成と学校現場への提供
 - ・仕事の総時間、仕事分担を記載
- 「どの業務を誰が担うのが最も効率的・効果的か？」
⇒各学校が検討する材料

教職員の意識改革

- ◆勤務時間管理に向けた意識改革と環境整備
- ・タイムカードの導入、19時退勤等のルール化
- ・目標退勤時間の見える化
- ・18時以降の留守番電話の設置 など

人的措置の活用状況

- ◆モデル校における人的措置の効果把握
- ・校務アシスタント、スクールカウンセラー等の配置効果を検証
- ・効果を予算調整等に活用

3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

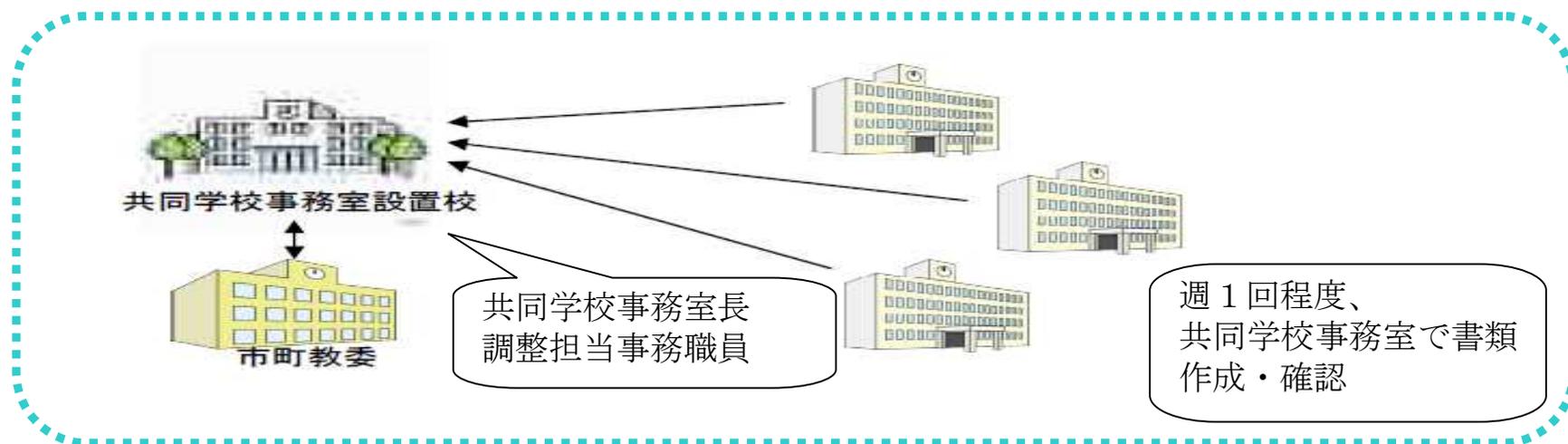
小中学校共同学校事務室の設置 (学びを支える魅力ある学校づくりの推進)

目的

学校の教育力・組織力を最大化するため、小中学校事務職員がより効果的に学校経営に参画できるように共同学校事務室を設置し、業務の効率化等を図る。

概要

- 各市町に設置し、①給与事務、②教員支援事務、③総務事務の3チームで集中処理
- 週1回程度、共同学校事務室に書類を持ち込み、全員で書類作成・確認



※平成30年度はモデル地区で試行的に設置

3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

しずおか寺子屋（地域ぐるみの教育の推進）

目的

家庭における学習習慣を身に付けていない子ども達が、主体的に学習に取り組む習慣を身に付けられるよう、地域の教育力を活用した学習支援

概要

公民館等の公共施設を利用して、地域住民や大学生などの参画を得て、放課後等に学習支援を実施。3市（6箇所）でのモデル事業（平成29年度から3年間）

三島市



- 徳倉小学校
- 北上中学校

島田市



- 初倉小学校
- 初倉南小学校
- 湯日小学校

袋井市



- 袋井南中学校

3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

(2) 平成30年度教育行政の基本方針

1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

(1) 「知性を高める学習」の充実

■ 確かな学力の向上

- ・ 静岡式35人学級編制の充実
- ・ 高大接続改革に対応した学力の向上(探究的な学習の推進等)

■ 学びを拓げるICT活用

- ・ 各教科等の授業におけるICT活用の推進

(2) 「技芸を磨く実学」の奨励

■ 文化・芸術、スポーツ活動の充実

- ・ 地域スポーツクラブの推進
- ・ 部活動指導員や外部指導者の活用促進
- ・ 地域の文化や資源を活用した地域学習の推進

■ 県立学校における専門学科の充実

- ・ 農・水・工・商の教育の充実と新しい専門学科の設置に向けた検討
- ・ 実学の魅力発信

■ キャリア教育の充実

- ・ 産業界と連携したキャリア教育の推進



3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

(3) 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

■教職員と子供が向き合う時間の拡充

- ・ 教職員の多忙化解消に向けたサポート体制の充実
(教職員をサポートする人的措置の充実、サポートルームによる若手を中心とした相談支援 等)
- ・ 「部活動ガイドライン」を踏まえた部活動の取組

■学び続ける教職員の育成

- ・ 教員等育成指標に基づいた研修の実施(キャリアステージに応じた教員の資質能力を高める研修)

■特別支援教育の充実

- ・ 児童生徒一人一人のニーズに応じた指導・支援の推進
- ・ 高等学校における通級指導に向けた取組

■県立学校における教育環境の向上

- ・ 高等学校及び特別支援学校の教育環境の改善・充実を図る施設整備

3 県教育振興基本計画に基づく主な取組

2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

(1) グローバル人材の育成

■海外留学等の促進

- ・ 海外留学や海外教育旅行の促進
- ・ 芸術分野も加えた海外インターンシップの促進

■国際化に対応した教育の推進

- ・ 外国語教育や国際理解教育の充実

(2) イノベーションを牽引する人材の育成

■多様な学習機会の提供

- ・ 専門的知識や技能を有する外部人材の活用
- ・ 高大連携の推進

3 社会総がかりで取り組む教育の実現

(1) 地域ぐるみの教育の推進

■地域の教育力の向上

- ・ 「しずおか寺子屋」など地域の人材を活用した学習支援の推進
- ・ 「地域学校協働本部」や「コミュニティ・スクール」の設置促進

(2) 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

■いじめ・不登校、貧困等に対する相談支援体制の充実

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

おわりに

よく学び、よく遊び、夢に向かって進もう！

Work hard, Play hard & Keep going towards your dream!

